

温室効果ガス排出量第三者検証報告書

株式会社TOKAIホールディングス 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社TOKAIホールディングスが作成した2023年度の温室効果ガス(GHG)排出量の算定報告書(以下、「算定報告書」という。)に記載された2023年度のGHG排出量が、同社により作成された「TOKAIグループ GHG排出量算定マニュアル Ver3.0」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2023年度とは、2023年4月1日から2024年3月31日までの期間をいう。

検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社のGHG排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、GHG排出量について「ISAE3410」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は、Scope1、Scope2(マーケット基準)のエネルギー起源CO₂排出量、Scope3(カテゴリ1,11)のGHG排出量であり、対象組織範囲は、株式会社TOKAIホールディングス及び関連会社22社の156拠点とした。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における5%とした。限定的保証業務は、内部統制の理解を含むリスク評価手続と、評価したリスクに対応して実施された手続の両方に関して、その範囲が合理的保証業務より実質的に狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

検証では、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のために統括機能検証を実施した。その後、Scope1、Scope2の検証においては、株式会社TOKAIコミュニケーションズ 静岡データセンター、東海ガス株式会社 藤枝本部、株式会社ザ・トーカイ アクア焼津プラント及び株式会社ザ・トーカイ 静岡本社ビルの4拠点を現地検証の対象とし、各拠点における算定対象範囲の確認、GHG排出源及びモニタリングポイントの確認、算定・集計体制の確認、活動量について根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定は株式会社TOKAIホールディングスが行った。Scope3に関する検証では、算定対象範囲、算定シナリオとアロケーションの確認、算定・集計体制の確認、排出量データについては根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、算定報告書の2023年度のGHG排出量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

GHGの算定は、様々なガスの排出量の結合に必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全なため、固有の不確実性の影響下にある。算定報告書の作成責任は株式会社TOKAIホールディングスにあり、GHG排出量の検証の結論に関する責任は当機構にある。株式会社TOKAIホールディングスと当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

理 事 浅 田 純 男

